

P R E S S R E L E A S E



やまがたの上質ないいもの。
その魅力をもっと伝えたい。
この新しいブランドマークを旗印に、
山形のいいものの魅力を伝えていきます。

令和2年3月4日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県商工労働部中小企業振興課

新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者 に対する無利子融資について

政府による学校の臨時休業やイベント等の自粛要請などに伴い、飲食業や宿泊業を中心に会合のキャンセルや客足の減少などの影響が拡大しており、特に売上げの減少が著しい中小企業・小規模事業者を対象に、3月16日（予定）から無利子融資を行うこととし、本日（3月4日）から県や金融機関において事前の相談等を受け付けることとしましたのでお知らせします。

<無利子融資制度の概要>

2月25日から実施している新型コロナウイルスに係る商工業振興資金（地域経済対策変動資金）を利用する中小企業・小規模事業者のうち、特に売上げの減少の著しい事業者について無利子で融資

- (1) 無利子融資の対象：新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上げが前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上げが前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業・小規模事業者
- (2) 利率：通常1.6%（固定）→ 無利子
※利子分を県、市町村、金融機関が負担
- (3) 貸付限度額：5,000万円
- (4) 貸付期間：10年以内（うち据置2年以内）
- (5) 取扱期間：令和2年3月16日（予定）から8月31日まで

※取扱開始日については、県議会での予算の議決を経て融資を実行するため「予定」としております。

※なお、県内各金融機関に対し、迅速な審査について要請してまいります。

担当：商工労働部 中小企業振興課
課長補佐 古瀬（023-630-3950）
報道監：商工労働部次長 大通